

職場でのたたかいを束縛する「労使関係に  
関する協約」締結は断じて許されぬ！

国労東日本エリア本部は十一月二九日、奴隷的  
労働協約といわれる「総合労働協約」のうちの「  
労使関係に関する協約」を締結した。これは現場  
で不屈に闘う国鉄労働者への最大の裏切りであり  
断じて許されるものではない。

そもそもこの労働協約は、従来一本であった協  
約を「労使関係に関する協約」と「労働条件に関  
する協約」に分割し、より一層労働者を強制と屈  
服にひきずりこむ断じて認めることのできない代  
物である。すでに、九月三十日に革マル鉄道労連  
がはやばやと妥結していることから明らかとな  
り、現場の労働者にとって反対の対象でこそあ  
れ、妥結するなどもつてのほかなのである。鉄道  
労連の妥結した「労働条件に関する協約」とは「  
就業規則」と中身は同じ内容であり、それでなく  
とも言われている中で、それを労働組合の側から  
「協約」という形で認め、労働者を労使双方から  
しぼりつける絶対に許すことのできない「協約」  
である。

現場の拠点 組合事務所を守りぬこう！

今回、国労の革同・協会指導部はこのことを百  
も承知のうえで、「専従問題」と当局との「労使  
協調」という誤った認識のもと、職場の労働者が

日々抵抗しながら守りぬいている既得権を一切な  
げだしたので。若干の専従を認めてもらうかわり  
に、それまでであった組合分会事務所をあげわたし、  
昨年四月からの使用料を支払い、自らの活動の拠  
点を放棄したのだ。同時に、当局は単に国労にと  
どまらず、次は動労千葉―動労総連合に、「組合  
事務所あけ渡し」を求めてくることは明らかだ。  
われわれは、革マル鉄道労連一体となったこうし  
た職場拠点はく奪攻撃をうち破り、組合事務所を  
軸にして闘いぬこう。

国労は現場労働者の苦闘をうけとめよ

今回の国労の協約妥結は、革同・協会指導部の  
「労使正常化」路線に源があるのだ。革同・協会  
は自らが先頭に立って闘いたくないがために、当  
局は「労使正常化」にむかっているなどと「情勢  
分析」を行いつつ、当局によく思われたい一身で  
職場の闘い、抵抗を放棄しようとしている。JR  
当局は鉄道労連革マルと一体化しようが、国労と  
の「正常化」など考えていないのだ。ただ現場の  
労働者の実力決起 2 ストライキを恐れているのだ。  
だからむしろ国労のとるべき道は、八六年修善寺  
大会の路線をおし進めること、今年四月春闘スト  
のような闘いをもっともつと闘いぬくこと、ここ  
にしかないのである。

# 大阪地労委清算事業団強制配属事件で 勝利命令

旧国鉄の国労組合員不採用

JR西日本に雇用責任

大阪同一性認め救済命令

JR不採用の国労組合員

地労委初の救済命令



十一月二八日、大阪地方労働委員  
会は国鉄当時停職六ヶ月の処分をう  
け、現在清算事業団に配属されてい  
る二名の国労組合員の原職復帰命令  
を下した。これは画期的な大勝利だ。  
清算事業団闘争勝利の第一歩が礎か  
れた。さらに、神奈川地労委でも国  
労差別の不当労働行為を認定した勝  
利がきりひらかれている。問題は国  
労がどう闘うかにしぼられているの  
だ。この時「労使正常化」に進むこ  
とは、こうした勝利を無にし、清算  
事業団労働者の原地原職奪還のた  
たかいをふみにじることになる。奴隷  
的労働協約を破棄し、鉄道労連の道  
路「労使正常化」を許さず、職場生  
産点からの実力闘争を闘いぬこう。